

鳥取縣公報

昭和二十六年三月三十日

外金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第百五十五号

食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）

第十九條第二項の規定により東伯郡倉吉町に左の通り地

区農業調整委員会を昭和二十六年四月一日から設置する。

この場合には食糧確保臨時措置法施行令第三十七條の二

第二項により従前の小鴨村農業調整委員会及び倉吉町農

業調整委員会はそれぞれ倉吉町小鴨地区農業調整委員会

及び倉吉町倉吉地区農業調整委員会となるものとする。

地 区 名 称

従前の倉吉町の区域 倉吉町倉吉地区農業調整委員会

従前の小鴨村の区域 // 小鴨地区農業調整委員会

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第百五十六号

鳥取縣下において飼養されている家畜であつて昭和二十五年実施された鳥取縣定期種畜検査に基いて種畜證明書の交付を受けたもので、その種畜證明書の有効期間が昭和二十六年定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、その種畜證明書の有効期間を昭和二十六年定期種畜検査実施の日まで延長する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第百五十七号

定期種畜検査が次のように施行されるから家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二條

第二項により告示する。

00413

昭和二十六年三月三十日 鳥取縣知事 西尾愛治

検査場所	種畜検査日割		の受檢家畜 区別	出場区域	摘要
	第一次検査	第二次検査			
岩美郡浦富町	四月七日	九時	四月十日	九時	牛馬 岩美郡一円
鳥取市吉方町	九日	〃	十二日	〃	馬は第二次検査のみに出場すること
氣高郡大正村	十一日	〃	十三日	〃	牛馬 岩美郡一円
浜村町	十七日	〃	十六日	〃	牛馬 氣高郡一円
八頭郡智頭町	十八日	〃	二十一日	〃	牛馬 八頭郡一円
用ヶ瀬町	廿一日	〃	廿四日	〃	牛馬 八頭郡一円
若櫻町	廿二日	〃	廿七日	〃	牛馬 八頭郡一円
船岡村	廿六日	〃	廿九日	〃	牛馬 八頭郡一円
東伯郡倉吉町	廿七日	〃	三十日	〃	牛馬 八頭郡一円
矢途村	廿九日	〃	廿九日	〃	牛馬 八頭郡一円
赤崎町	三十日	〃	廿九日	〃	牛馬 八頭郡一円
日野郡溝口町	五月十四日	二十一日	五月十七日	二十九日	牛馬 八頭郡一円
江尾町	廿五日	廿二日	廿八日	廿九日	牛馬 八頭郡一円
根雨町	廿六日	廿四日	廿九日	三十日	牛馬 八頭郡一円
上山村	廿七日	廿五日	三十日	三十日	牛馬 八頭郡一円

◇鳥取縣告示第一百五十九号
農地調整法施行令(昭和二十一年勅令第三十八号)第四十六條第一項の規定により昭和二十六年四月一日倉吉町農地委員会を廃止し倉吉町に次の通り地区農地委員会を設置する。

昭和二十六年三月三十日

名 称	記	地 区
倉吉地区農地委員会	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
小鴨地区農地委員会	旧倉吉町農地委員会の区域	旧小鴨村農地委員会の区域

鳥取縣公報

昭和二十六年三月三十日

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五斗

告

示

◇鳥取縣告示第百四十号

昭和二十五年度市町村農業共済組合職員資格試験に合格したものは次の通りである。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

技術職員

岩美郡 山口 政雄 山下 吉藏 広瀬 武夫 岸本 貞美

福谷 良則 小谷 光藏 新田 正夫 橋川 逸夫

言水 達雄 中村 賀夫 中島 憲夫 青木 政則

八木谷 茂 福長 久昌 葉刈 嘉平 植木 昭一

馬壁 峰隆 川口 嘉巳 松本 仁吉 西山賢太郎

八頭郡

山本 正春 小井手貞治 池本 守 竹内 幸一

中家 武夫 平尾 悟 内田 功夫 大村 淩男

西山 秋義 入江 博文 荒田 実 下田 康敵

橋本 巖 長谷 巖太 五利江邦三 昌田 一男

大呂 光博 佐々木幸男 矢部 德治 藤原 武雄

中村 次男 谷口 稔 西川 博昭 大竹 稔

安藤 寿行 国岡 秀夫 白間 勳 森田 史郎

村上 定信 平尾 重正 正美 條一 中島 哲美

木村 留男 松本 実 中村 貢堀 峰雄

木村 優介 尾崎 照雄 橫田 博治 谷口 清 中原 信次

氣高郡 尾崎 照雄 橫田 博治 谷口 清 中原 信次

加藤 知紀 安藤 稔 村井喜代藏 三谷 晃

荒田 昌厚 河田 一堯 坂口 優夫 谷口 豊吉

南條 庄吉 乾 喜代治 株本 猛夫 中西 美行

00416

戸坂 一郎	谷口 齊吉	吉田 信義	遠藤 光男
井戸辺 收	宮石 靖久	谷口 隆男	竹内 迪
山下 悟	前田 豊実	植田 薫	前田 卓
田中 米治	木下 正	田中 貢	吉田 敏
東伯郡	小谷 博道	山根良太郎	谷口 秀雄
岡本 正義	浜口 幸雄	佐野 信孝	西山 康男
増井 正好	川村 民治	尾坂 忠	陶山 愛治
岸田 武雄	岡本 豊	内田 三郎	山本 仁
入江 豊	村西 博行	根鉢 文雄	早光富士雄
生田 幸男	進木 康隆	大歳 充	森下伊喜夫
森本 茂	石賀 節	吉田 兼好	山根 幸男
磯江 達夫	船越 雄	山根 塚根	塚根 勝
信方 茂則	三浦 宿	坂本 至	山下 理
山本 武利	伊藤つや子	住田 德好	森本 忠義
奥田 乙一	田中雄治郎	松田 利壽	木天 英治
福井 衣笠	清市 馬西	井上 秀明	牧田 春

梶井 成美	信本 修	秋草 重幸	中村 一夫
遠藤 保正	渡辺 幹雄	横山 豊	谷口 武雄
安達 一徳	青砥喜久雄	龜尾 茂徳	荒河 正光
赤井 敏之	小原 昭二	高橋 良治	谷本 敏
陶山 和憲	内田 強	村田 三天	村口 二二
田中 義郎	山根 京二	奥田 昭一	塚田 勝美
前田 高久	長谷岡 明	米山 勇	山根 武男
來海 正夫	中村 貞一	島橋 成孝	森脇 清
砂口 武俊	林原富三郎	永田 昭人	佐野 得治
赤井 林二	神原 孝夫	船橋 祐	小山 堯
浜田 盛久	谷野 衛	大門 叶	山川 忠善
泉 文治	坂本 善治	木下 一郎	浜脇 敏夫
湯島 良光	松本 善治	昭人	佐野 得治
赤井 林二	神原 孝夫	船橋 祐	小山 堯
浜田 盛久	角 協	足立 長造	井田 武好
前田喜久雄	吉村 勤	渡辺 章	豊島 照夫
河本 林	野川 辰藏		

00417

事務職員

日野郡	林 利一	高柴 家治	木山 照道	和田 高俊
	石田 幸治	野口 俊壽	桑原 茂	村上 幸
	宇田川 満	田貝 右一	田仲 等	清水 寿幸
	塙川 泰治			

岡村 治男	生駒 浩	国本 昇	安住 荣治
山根 一成	田淵 幸憲	下田 守	坂本 孝行
矢部 政信	岡田 伸弘	前田 定男	井上 幸男
白間 幸雄	古田 種光	松岡 操	前田 昭夫
山根 勇治	中村 義之	宮本 成幸	蓮佛 泰人
下田 厚孝			

岩美郡

西垣智恵子	米谷 愛子	野田 英子	岸本佐智江
横山 輝久	雪枝 大島	規義 安木	馨
中村 愛造	渡辺 倫行	生田 健臣	小島 忠明
懸樋 正則	山本 正剛	須崎松太郎	大崎彰一郎
米沢弥進弘	中井 保	今井 節夫	
八頭郡	黒田千鶴子	楮原 謐	山本 伸子
	芦津 英雄	古谷 賴男	露木 忠治
	山根智恵子	入江 貞福	小坂 茂
	前田 泰男	前田 松藏	毛利美江子
	佐々木秀雄	原田 鶴正	春光 西尾
		岩成 忠弘	山本勘一郎

大江 才治	湊 信義	小松津満子	西垣 実夫
平尾恵美子	橋本 正毅	中尾あや子	田中 善蔵
前田 昭	平田 愛子	西岡 英雄	松尾 虎治
西村 道雄	吉田 幸子	星見徳太郎	美多賀鼻昭子
中村 春生	小山 富子	稻村祐次郎	松本 博光
岡田 圭二	沢本 達男	森本 好晴	長谷川郷司
横山 英雄	堀 薫	奥村 尚明	田中 善一
中村 健	鷲原みどり	福政 貴達	
宮石 健司	畔		
和枝 中井 房枝			
新 赤本佐都代			

00418

水野 節雄	植田 政夫	高天 秀明	山根 勳
山本 博子	松田 輝子	伊藤 聖	磯江 和代
河田 晴一郎	船越 壽儀	梶川 猛二	前田 保
永田 久榮	下池 實成	小倉 昇	井畠 淑子
福本 勝雅	野口 義郎	足立 大造	松本 信幸
土井 敏雄	八代 久夫	山田 喬	池淵 勇
藏合 積	宮本 義博	柏 勲	角田 薫
御古 宮雄	日野 潔	谷口 康弘	角田 恒夫
中江 義雄	竹信 義之	隅 晃	國井 広
牧田 敏雄	田熊猪佐雄	岩垣 定福	高尾 節
川本淳太郎	徳田 武彦	山口 隆壽	秋田 武郎
盛山 操	松下 賢	樹井 敏雄	小林 金市
手嶋洋次郎	圓岡 正美	吉岡 康年	山根 閔
田中 比	洞ヶ瀬忠重	昇 金平	武郎
西伯郡	門脇 哲三	渡辺 愈治	小林 金市
遠藤 國子	小原五佐子	遠藤 清吉	池淵 勇
印	印	佐々木清美	吉英 佐々木
行	行	福田 俊德	渡邊 澄
鳥取縣	鳥取縣	矢田貝經春	浜角 裕子
鳥取縣	鳥取市東町	山根 俊吾	田中 操
刷所	刷所	安田 幸高	谷野 恒夫
鳥取縣	鳥取縣	遠藤 洋一	高橋 藤男
印	印	西村悠紀子	西村 修
刷所	刷所	本川美智子	田村 盛忠
鳥取縣	鳥取市東町	中田 博	加藤 久壽
印	印	高橋 藤男	伊藤 清
縣	縣	砂口 一正	西村 修

(昭和四年四月十五日發行)

印 刷 所

縣

昭和二十六年三月三十日印刷

昭和二十六年三月三十日施行

鳥取縣公報

條例

昭和二十六年三月三十日
号外 金曜日

本書ノ大キサヘ國定規格A五判

◇鳥取縣條例第十五号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給与條例中改正條例

第三條を次のように改める。

第三條 報酬の支給期日は、一般職の職員の例による。

第四條中「年額報酬」を「報酬」に改め、「月割により」を削る。

第五條の二を次のように改める。

第六條中「及び調査諸費」を削り、「官吏俸給令」を「職員の給与に関する條例」に改める。

別表(一)を次のように改める。

第五條の一 縣會議員が調査研究のため縣内を旅行したときは、その日数に応じて一日につき七百円の日

別表(一)

区 分	報 酬 額
縣 會 議 長	月額 一〇、〇〇〇円
副 議 長	八、〇〇〇円
縣 會 議 員	五、〇〇〇円
選 挙 管 理 委 員 長	二、五〇〇円
監 査 委 員 長	一、五〇〇円
專 門 委 員 長	二、〇〇〇円
選 挙 员	一選挙につき 一、〇〇〇円以内
投 票 管 理 者	四〇〇円
開 票 管 理 者	一日につき 四〇〇円
投 票 立 会 人	一五〇円
開 票 立 会 人	一五〇円
選 挙 立 会 人	二五〇円

別表(一)を次のように改める。

別表(二)

区 分	賃 鉄道	船 貨	車馬貨	宿泊料
縣 會 議 長	一等	一等	一杆につき	一夜
副 議 長	二等	二等	一杆	宿泊料につき
監 査 委 員 長	三	三	三	甲地方法
專 門 委 員 長	一六〇	一六〇	一六〇	乙地方法
選 挙 管 理 委 員 長	八〇〇	八〇〇	八〇〇	一昼夜
選 挙 员	六四〇	六四〇	六四〇	食卓料につき
投 票 管 理 者	一六〇	一六〇	一六〇	一昼夜
開 票 管 理 者	三一六〇	三一六〇	三一六〇	食卓料
投 票 立 会 人	八〇〇	八〇〇	八〇〇	甲地方法
開 票 立 会 人	六四〇	六四〇	六四〇	乙地方法
選 挙 立 会 人	一六〇	一六〇	一六〇	一昼夜
投 票 立 会 人	三一六〇	三一六〇	三一六〇	食卓料
開 票 立 会 人	八〇〇	八〇〇	八〇〇	甲地方法
選 挙 立 会 人	六四〇	六四〇	六四〇	乙地方法
投 票 立 会 人	一六〇	一六〇	一六〇	一昼夜
監 査 委 員 長	三一六〇	三一六〇	三一六〇	食卓料
專 門 委 員 長	八〇〇	八〇〇	八〇〇	甲地方法
選 挙 员	六四〇	六四〇	六四〇	乙地方法
投 票 管 理 者	一六〇	一六〇	一六〇	一昼夜
開 票 管 理 者	三一六〇	三一六〇	三一六〇	食卓料
投 票 立 会 人	八〇〇	八〇〇	八〇〇	甲地方法
開 票 立 会 人	六四〇	六四〇	六四〇	乙地方法
選 挙 立 会 人	一六〇	一六〇	一六〇	一昼夜

附 則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

但し、改正別表(一)については、昭和二十六年一月

一日から、第三條、第四條及び第六條の改正規定は、

昭和二十六年三月一日から適用する。

選舉管理委員及び縣會議員の中から選任された監査

委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給

を受けた報酬は、改正別表(一)による報酬の内払と

みなす。

◆鳥取縣條例第十六号

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十六號教育委員給与
條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例中改正條例

第二條中「五千円」を「七千五百円」に「一千五百円」
を「二千円」に改める。

附 則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日か

ら、第六條の改正規定は、昭和二十六年三月一日から

適用する。

2 教育委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既
に支給を受けた報酬は、第二條の改正規定による報酬
の内拂とみなす。

◆鳥取縣條例第十七號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九號知事、副知事等給與條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
知事、副知事等給與條例中改正條例

第二條中「副知事月額二二、〇〇〇円以内」を「副知事月額三三、〇〇〇円」に、「出納長同二五、〇〇〇円以内」を「副知事月額三三、〇〇〇円以内」に改める。

同一五、〇〇〇円以内」を「監査委員同二二、〇〇〇円以内」に改める。

同一五、〇〇〇円以内」を「監査委員同二二、〇〇〇円以内」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 副出納長の給与は、一般職の職員の例による。

第四條中「官吏俸給令」を「職員の給与に関する条例」に改める。

第五條第二号中「二等賃金」を「一等運賃」に改める。

附 則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年三月三十日

◆鳥取縣條例第十八號

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七十二號教育長給與條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年三月三十日

第三條中「一万九千円以内」を「二万六千円」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 旅費は、左の各号に定めるものを除き、鳥取縣旅費支給條例を準用する。

一 鉄道賃及び船賃については一等運賃

二 車賃 日当、宿泊料、食卓料及び移転料については國家公務員等の旅費に関する法律別表第一号

に定める額にそれべく四割を加算した額

附 則

1 この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

教育長が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は第二條の改正規定による給料の内拂とみなす。

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第二條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

◆鳥取縣條例第十九號

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安委員給料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年三月三十日

◆鳥取縣條例第二十號

昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二號鳥取縣旅費支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年三月三十日

鳥取縣旅費支給條例中改正條例

第二條 委員の手当の月額は別表による。
(手当の支給方法)

第二條 中「特別急行料金は」の下に「部長及びこれに準する者を除き」を加え、「当分の間」の下に「これを」加える。

附則

この條例は、昭和二十六年四月一日から施行する。

◆鳥取縣條例第二十一号

鳥取縣地方労働委員會の委員の手当に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方労働委員會の委員の手当に関する條例
(目的)

第一條 この條例は、地方労働委員會の委員(以下「委員」という。)の手当について定めることを目的とする。

(手当)

00425

別 表	
区 分	手 当 月 額
会長である委員	八、〇〇〇円
公益委員	六、〇〇〇円
その他の委員	四、〇〇〇円

(報酬)

第二條 鑑定医の報酬は、診察一件につき五百円とする。
(旅費)

第三條 鑑定医が診察のため旅行するときは、別表に定める旅費を支給する。

2 前項に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、鳥取縣旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号)を準用する。

(診察実費)

第四條 鑑定医が診察に費用を要したときは、その実費を支給する。
(細則)

第五條 この條例に定めるものを除く外、報酬及び診察実費の支給に關し必要な事項は、知事がこれを定める。

第一條 この條例は、精神衛生法(昭和二十五年法律第一百二十三号)第十九條の規定に基き、精神衛生鑑定医(以下「鑑定医」という。)の報酬及び旅費等について定めることを目的とする。

精神衛生鑑定医の報酬及び旅費等に関する條例

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

精神衛生鑑定医の報酬及び旅費等に関する條例

(目的)

第一條 この條例は、精神衛生法(昭和二十五年法律第一百二十三号)第十九條の規定に基き、精神衛生鑑定医(以下「鑑定医」という。)の報酬及び旅費等について定めることを目的とする。

第三條 新たに委員となつた者には、その日から手当を支給する。
2 委員が退職又は死亡したときは、その日まで手当を支給する。
3 前二項の規定により手当を支給する場合であつて月の一日から月の末日まで支給するとき以外のときは、その手当額はその月の現日数から日曜日の日数を差引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。
4 委員の手当の支給期日は一般職の職員の例による。

1 この條例は公布の日から施行し昭和二十六年一月一日から適用する。

2 委員が昭和二十六年一月一日以後の分として既に支給を受けた手当は、この條例による手当の内拂とみなす。

別表

区分	鐵道賃	船賃	車馬賃 一糸に つき	日當	宿泊料 一夜 につき	食卓料 一夜に つき
金額	二等運賃	二等運賃	三円	日當	甲地方	乙地方
	六〇	一九二	九六〇	七六八	一九二	一九二

00426

◆鳥取縣條例第二十三号

鳥取縣農業綜合研究所設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣農業綜合研究所設置條例

(目的)

第一條 農業の生産力の発展と農民の社会福祉の向上を
經濟、社会、文化等の綜合的見地から検討し本縣に最
も適合せる施策の樹立に資するため、鳥取縣農業綜合
研究所（以下「研究所」という）を設置する。

(研究所の設置場所)

第二條 この研究所は鳥取市に置く。

第四條 研究所に次の職員を置く。

所長 一名

事務吏員 若干名

技術吏員 //

その他の職員 //

(施行規定)

第五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に

(業務の内容)

第三條 この研究所は第一條の目的達成のため次の事項
の調査研究を行う。

一 農業經濟に関する調査研究

二 農業振興に関する基礎調査

三 農業生産力に関する基礎調査

四 農民の社会福祉の向上のため、經濟、社会、文化

等に關し科学的調査研究

五 農業綜合計画に関する調査研究

六 その他目的達成上必要な事項

(職員)

事務長 一名

事務吏員 若干名

技術吏員 //

その他の職員 //

定める。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◆鳥取縣條例第二十四号

鳥取縣工業試驗場設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣工業試驗場設置條例

(目的)

第一條 工業（木製品工業及び金屬工業を除く）に関する
試験研究並びに指導を行ひその振興を図る目的のた
めに鳥取縣工業試驗場（以下「試験場」という）を設
置する。

(業務内容)

第一條 前條の目的を達成するため試験場は次の業務を行ふ。
一、製紙、窯業、醸造、染織工業に關する調査並びに

第三條 試験場の名称及び位置は次の通りとする。
名 称 位 置
(職員) 鳥取縣工業試驗場 鳥取市西町

第四條 試験場に次の職員を置く。

事務長	一名
事務吏員	若干名
技術吏員	〃
その他職員	〃

(施行規定)

第五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

第六條 この條例は昭和二十六年四月一日から施行する。

第七條 鳥取縣工業試驗場規程(昭和十九年七月鳥取縣告示第三百八十九号)は廃止する。

昭和二十六年三月三十日

◇鳥取縣條例第二十五号

鳥取縣木材工業指導所設置條例を次のように定める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材工業指導所設置條例

(目的)

第一條 木製品工業(竹工業、漆工業、杞柳工業及び製材業を含む)に關する試験研究並びに指導を行いその振興を図る目的のために鳥取縣木材工業指導所(以下「指導所」という。)を設置する。

(名稱及び位置)

第三條 指導所の名稱及び位置は次の通りとする。
名 称 位 置
鳥取縣木材工業指導所 烏取市湯所町

(職員)

第四條 指導所に次の職員を置く。
名 称 位 置
鳥取縣木材工業指導所 烏取市湯所町

(その他目的達成に必要な事項)

(名称及び位置)

第三條 指導所の名稱及び位置は次の通りとする。
名 称 位 置
鳥取縣木材工業指導所 烏取市湯所町

第二條 前條の目的を達成するため指導所は次の業務を行ふ。

一、木製品工業に關する調査並びに総合企画

二、木製品工業關係材料、機械器具及び製作技術に関する試験研究並びに指導

三、木製品の試作並びに見本品の配布

四、木製品に關する意匠、圖案の研究並びに指導

五、經營管理に關する研究並びに指導

六、展示会、講習会、講演会等の開催

七、技能者の養成

八、その他目的達成に必要な事項

(施行規定)

(附 則)

(第六條)

(第五條)

(第四條)

(第三條)

(第二條)

(第一條)

(第六條)

(第五條)

(第四條)

(第三條)

(第二條)

(第一條)

(第六條)

(第五條)

(第四條)

◇鳥取縣條例第二十六号
昭和二十六年一月鳥取縣條例第一号鳥取縣農業試驗場設置條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00430

◆鳥取縣告示第百四十二号

國民健康保険を行う次の村に対し國民健康保険法(昭和十三年四月法律第六十号)第八條ノ十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行う村 日野郡二部村

一、條例制定の認可年月日 昭和二十六年三月十六日

昭和二十六年三月三十日印刷
昭和二十六年三月三十日發行

鳥取縣公報(昭和四年四月十五日)發行
第三種郵便物認可
鳥取縣鳥取市東町
印刷所
鳥取縣
印刷所